

警察改革要綱

- 「警察刷新に関する緊急提言」を受けて -

昨年来、警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼は大きく失墜した。

こうした状況を受け、国家公安委員会の求めにより警察刷新会議が発足した。3月下旬以降11回に及ぶ会議が開催され、7月13日、「警察刷新に関する緊急提言」が国家公安委員会に提出された。

治安の維持は、国家の存立と社会の発展の基盤であり、これを担う警察の改革を断行し、国民の信頼を回復することが喫緊の課題となっている。

国家公安委員会及び警察庁は、緊急提言を重く受け止め、国民からの厳しい批判を反省、教訓として、警察が当面取り組むべき施策を警察改革要綱として取りまとめ、この実現に全力を尽くしていく。

今後とも、新たな治安情勢に対応した警察改革に積極的に取り組んでいくこととする。

記

1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

(1) 情報公開の推進

- 施策を示す訓令、通達の公表
- 懲戒事案の発表基準の明確化
- 都道府県警察の情報公開に関する指導

(2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

- 文書による苦情申出制度の創設
- 苦情処理システムの構築

(3) 警察における厳正な監察の実施

- 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備（警察庁 - 監察官の増配置、管区警察局 - 総務監察部の設置、都道府県警察 - 首席監察官の格上げ等）

警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化

(4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化

警察の行う監察をチェックする機能の強化（具体的・個別的指示権、監察担当委員、監察調査官等）

補佐体制の確立（国家公安委員補佐官室の新設等）

「管理」概念の明確化

公安委員の任期の制限

2 「国民のための警察」の確立

(1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

警察安全相談（仮称）の充実（元警察職員の配置等体制の強化、相談業務に関する研修の実施、関係機関との連携の強化等）

告訴・告発への取組みの強化

職務執行における責任の明確化（窓口職員 - 名札の着用、制服警察官 - 識別章の着装、警察手帳の抜本的な形状変更等）

警察署協議会の設置

(2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

犯罪や事故のないまちづくりの推進

ストーカー行為、児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

民事介入暴力対策の強化

(3) 被害者対策の推進

犯罪被害給付制度の拡充

きめ細かな被害者支援の推進

(4) 実績評価の見直し

相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価

3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

(1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

銃器・薬物、密入国、マネー・ローンダリング対策の強化
執行力強化に向けた組織づくり
専門的技術能力の向上のための訓練の充実
国際的協力強化のための枠組みの構築
内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

(2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編
監視・緊急対処体制の整備強化

(3) 広域犯罪への的確な対応

管区警察局広域調整部の新設（公安部の廃止）
広域捜査支援システムの整備

(4) 安全かつ快適な交通の確保

道路交通のIT化、バリアフリー化の推進
凶悪化する暴走族に対する対策の強化
手続の簡素化による国民の負担軽減

4 警察活動を支える人的基盤の強化

(1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

教育の充実（昇任時教育期間の延長、「民事不介入」についての誤った認識の払拭等）
種採用者等の人事管理の見直し
職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し
優秀かつ多様な人材の確保と活用
女性警察官の積極的採用

(2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し

効率性の追求（ITによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類作成等の合理化による過重な負担の解消等）

国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

(3) **活力を生む組織運営**

厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

表彰・報奨制度の充実

能力・実績に応じた昇進・給与

警察法の一部改正に盛り込むべき事項の概要

1 苦情の適正な処理

都道府県公安委員会に、警察職員の職務執行についての文書による苦情申出があった場合の文書回答の義務付け

2 警察署協議会の設置

警察署長が地域住民から意見を聴くための警察署協議会の設置を可能とする規定の新設

3 公安委員会の機能強化と活性化

(1) 公安委員会の監察点検機能の強化

ア 公安委員会による具体的・個別的な監察の指示

イ 指名された監察担当委員による監察状況の機動的点検

ウ イの事務を監察担当委員の命により監察調査官が補助する仕組みの新設

(2) 都道府県公安委員会に対する懲戒事由に係る事案の報告を警察本部長に義務付け

(3) 公安委員会委員の任期の制限

4 その他所要の改正

(1) 国の公安に係る事案についての警察運営に関する規定の整備

(2) その他